

はじめに

幼いころからの読書習慣の形成は大変重要です。子どもは読み聞かせでの親子のコミュニケーションや読書を通じて、本の世界でさまざまな感情体験をくぐりぬけることにより、ことばを深く広く味わう能力や、豊かな表現力、想像力を身につけていきます。

しかし、近年、子ども達をとりまく生活環境は、ゲームやインターネットなど様々な情報メディアの発達により大きく変化しています。それに伴い子どもの読書環境も変化しており、長らく「読書離れ」が指摘されています。

由仁町の現状について、平成28年度全国学力・学習状況調査では、「読書が好きですか」という問いに「当てはまる(好き)」「どちらかという当てはまる」と答えた子どもは小学生で6割、中学生では8割を超えて全道・全国を大きく上回った結果となっています。また、「学校図書室や地域の図書館にどれくらい行きますか」という問いに「週に4回以上」から「月に1～3回程度行く」と答えた子どもの割合は、小学生・中学生共に5割を超え、全道・全国の結果を上回っています。

由仁町の子ども達はおおむね読書に親しむ傾向が見られますが、本の好きな子どもはさらに必要とする本に出会えるよう、苦手な子供は読書の楽しみを知る機会を得られるよう、すべての子ども達にとってよりよい読書環境を整えていく必要があります。そのためには、家庭・地域・学校などが互いに協力して読書環境整備を進めていくことが重要です。

計画策定の趣旨

本は、子ども達の知識や経験を豊かにし、情操をはぐくみます。また、読書は子どもが人生をより豊かに生きる力を身につけていくうえで、欠かすことのできないものです。

この「由仁町子どもの読書推進計画」は、子どもの読書活動の推進に関する法律に基づき、これまで以上に子どもの読書活動の取組を深め、新たな活動を展開するための指針となるよう策定するものです。

由仁町のすべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に自由に読書活動ができる環境を整えるため、読書活動の推進に取り組みます。

計画の期間

この計画の期間は平成29年度から平成33年度までの5年間とし、必要に応じて計画の見直しを行います。

計画の対象

国の「子どもの読書活動の推進に関する法律」においては、おおむね 18 歳以下のものが対象となっていますが、この計画では 0 歳から 15 歳までを対象とします。

読書活動推進に向けての基本目標

(1) 家庭で読書に親しむ機会づくり

乳児期からの読み聞かせなど本に親しむ機会を整え、想像力や表現力を身につけ、生涯にわたって読書を楽しめる素地をはぐくむ機会を提供します。

(2) 学校の読書環境整備

子ども達が手にする本が、心の成長と発達に寄与する良書であるよう学校の読書環境を整え、読書活動を広げていくことを目指します。

(3) ゆめつく館の読書環境整備と啓発事業の実施

子ども達がすぐれた本に出会い、読書の楽しさを発見する手助けができるよう、ゆめつく館の資料充実と情報発信、環境整備に努めます。



(1) 家庭で読書に親しむ機会づくり

現状と課題

家庭で親と子が読書の楽しさや喜びを共有したり、1人で本の世界を体験する時間を過ごすことは、子ども達の心豊かな成長につながります。読み聞かせが大切であることは広く知られていますが、共働きの家庭が増え十分に時間をとることができない実情もあるようです。

乳児期・幼児期は生まれて初めて文字や本に接する時期であり、この時期の体験が生涯に渡る読書習慣の形成に大きな影響力を及ぼします。また、親が読書をする姿を見て、子どもも自然に読書の習慣を身につけます。

子どもの自由な読書活動の場である家庭で、本を通じて親と子がコミュニケーションを図り、好奇心や創造性をはぐくみ、本が生涯の友となり支えとなるよう読書に親しむ機会を提供します。

取組内容と目標

(□は新規実施 ■は実施継続)

■ 絵本ガイドの配布

————— ブックスタート関連事業として、4カ月健診時に「赤ちゃんへの読み聞かせおすすめ絵本ガイド」および乳児のゆめっく館利用者カードを配布し、乳児期から身近に絵本がある環境づくりを推進します。

□ 子育て応援ガイドの配布

————— 妊娠中の母親や両親に役立つ本や読み聞かせの大切を伝える読書ガイドブックを作成・配布し、生まれてきた子どもと一緒にゆめっく館を利用してもらえるよう努めます。

■ ぞうさん広場読み聞かせ

————— ゆめっく館職員が子育て支援センターで、就学前の子どもと母親に絵本の読み聞かせと育児の参考になる本の紹介や貸出を行い、子どもと本をつなげ、ゆめっく館の利用促進を図ります。

■ 絵本の点検整備

————— 昔から読み継がれているロングセラーの絵本は、傷みが激しいものも多く、入替が必要です。本の状態を点検し整備します。

目標指標

指標	指標の概要	H28	H33の指標
乳児期からの読書環境整備	赤ちゃん絵本の充実	539冊	800冊

(2) 学校の読書環境整備

現状と課題

近年はインターネット、ゲームなど多種多様なメディアの普及により子ども達を取り巻く環境は大きく変化し、家庭で本にふれる時間が少なくなりつつあります。読書は1人ひとりの子どもの全面的な成長発達とは切り離せないものです。子ども達が多くの時間を過ごす学校は、子どもと本が会う大切な場所のひとつといえるでしょう。しかし、学校図書館の蔵書数には限りがあり、子ども達の読書要求に応えるためにはあらゆる努力が重要です。そのひとつとして、図書館などの機関とのネットワークの充実が求められます。

子ども達がお話の世界を共有し、話し合い、思いやりや優しさをはぐくむ本に出会えるよう、また、調べる学習に役立つ図書の充実など学校の読書環境整備に努めます。

取組内容と目標

- 学級文庫の充実
————— 学校での朝読や家読に活用できるよう図書館から図書の一括借受をし、子ども達の読書要求に応えます。
- 学習用図書借受
————— 授業で必要とする図書の不足分を図書館から借受し、子ども達の学習に役立てます。
- ブックトーク
————— 司書が学校に出向いて、ブックトーク^{※1}やアニメーション^{※2}などを行い、新たな本との出会いを提供します。
- 小さな本箱事業
————— ゆめつく館職員が、学校の休み時間に小さな本箱を携えて図書室を訪れ、本の面白さを紹介し、子ども達の読書への関心を引き出します。
- リクエストへの対応
————— 子ども達が必要とする図書を購入したり、他館から借受けて提供できるよう努めます。
- ゆめつく館の利用学習
————— ゆめつく館の利用方法を学び、読書に親しむ機会を増やします。

目標指標

指標	指標の概要	H28	H33の指標
学校への貸出回数	学級文庫及び授業用図書の貸出	61回	80回

※1 テーマに沿ってさまざまな種類の本を紹介し読書への興味を引き出す方法

※2 本を使って読書の楽しみ方や読む力を引き出す読書教育の方法

(3) ゆめっく館の読書環境整備充実

現状と課題

ブックスタート関連事業やさまざまなイベントを実施することで、ゆめっく館の児童図書の利用は増えています。特に絵本・児童図書は利用が多くなっていますが、由仁町すべての子ども達がもっと図書館を利用したくなるようあらゆる機会を通じての情報発信が課題となっています。

取組内容と目標

すぐれた児童図書を揃え、自由に本を楽しむことができる環境を整備し、子ども達が読書の楽しさを発見することを手助けします。

図書館は子ども達にとって様々な学びの場所であり、成長過程で必要とする本は異なります。このため、発達段階に合わせた図書資料や、情緒をはぐくむ資料を収集整理していく必要があります。また、生涯を通じてどの地域に住んでも、図書館を利用して学習に役立てられることを伝え、図書館利用の習慣形成を図ります。

■ 図書資料の充実

————— 子ども達の多様な読書要求に応えられるよう、幅広い資料収集に努めます。また、情報が古くなっていないかなどの点検も継続的に行います。

■ おはなし会

————— 毎月2回、読み聞かせボランティアによる読み聞かせと工作を実施し、情操の発達をはぐくみます。

■ こども映画会

————— 毎月2回、絵本に関連する作品や教育的資料を上映しゆめっく館利用のきっかけ作りを促します。

■ あおぞらとしょかん

————— お話イベントを開催し、親子でお話の楽しさを感じてもらおうと共に、ゆめっく館のPRを図る取り組みにします。

■ 図書の展示

————— 季節や行事に合わせ関連する絵本・児童書の展示貸出をし、情報発信と利用促進に努めます。

■ 行事の周知

————— 毎月、町広報でおはなし会や絵本展など行事案内をしたり、学校や地域への周知により、ゆめっく館利用を促進します。

- 絵本展の開催
 - 「読書週間」や「ゆに読書の日」に合わせ、子どもが読書に対して、興味が高まるような絵本展を開催します。
- 由仁町HPとの連携
 - 子ども達が楽しんで読書に親しめるようHPを活用したイベント企画を実施し、利用促進につなげます。
- 赤ちゃん絵本の充実
 - 赤ちゃん絵本コーナーやブックガイドで紹介した本のコーナーを設け、初めて利用する親子にも手に取りやすい環境の整備に努めます。
- 読書通帳の発行
 - 子ども達が楽しんで読書に親しみ、読書習慣の形成を図ることを目的として実施します。
- ボランティアとの連携
 - 由仁・三川地区の読み聞かせボランティアと連携し、「おはなし会」や「あおぞらとしょかん」などを実施し、子ども達の読書活動を推進します。
- 閲覧室の環境整備
 - 本を探しやすいよう分類サインや情報を更新し利用向上に努めます。
- レファレンスの充実
 - 本について職員に尋ねやすい雰囲気づくりに努め、本と子どもを結び付け調べ学習のサポートや読書意欲の向上に努めます。
- 1日司書体験
 - 図書館の仕事を体験することにより、本に対する理解や興味を深め子どもの読書活動の推進につなげます。

目標指標

指標	指標の概要	H28	H33の指標
児童の利用率	全体利用における児童の割合	21.4%	30%



(資料)

○ 子どもの読書活動の推進に関する法律

平成 13 年 12 月 12 日

法 律 第 154 号

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○ 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子どもへの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。